

甲賀市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布（第217回通常国会）され、同年4月1日から施行されることに伴い、甲賀市税条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

【公示送達】

（1） 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正を行います。

（地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号附則第1条第12号）に掲げる規定の施行の日施行）

【第18条関係】

現在、市の掲示板で行っている公示送達を、甲賀市のホームページに公示事項を表示する措置をとるとともに、事務所に設置しているパソコン等の画面に表示することで公示送達を行うことが可能となるもの。

【納税証明事項】

（2） 第18条の改正に伴う規定の整備を行います。

（地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号附則第1条第12号）に掲げる規定の施行の日施行）

【第18条の3関係】

【個人市民税】

- (3) 特定扶養控除について、控除対象となる大学生年代（年齢19歳以上23歳未満）の子等の所得要件を拡大し、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入し、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加します。

（令和8年1月1日施行）

【第34条の2関係】

特定親族（年齢19歳以上23歳未満）について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を123万円以下まで拡大し、親等は、子等の所得額に応じて、段階的に控除を受けられるもの。

- (4) 特定親族特別控除額の創設に伴う、公的年金等受給者の個人市民税申告義務に係る規定の整備を行います。

（令和8年1月1日施行）

【第36条の2第1項関係】

- (5) 個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族を追加します。

（令和8年1月1日施行）

【第36条の3の2第1項関係】

- (6) 特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備を行います。

（令和8年1月1日施行）

【第36条の3の3第1項関係】

【たばこ税】

- (7) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式について、紙巻きたばこへの本数換算に使用する価格要素と重量のうち、価格要素を廃し、重量のみで換算す

る方式に見直します。この見直しは、消費者への影響を鑑み、令和8年4月及び同年10月の2段階で実施します。

(令和8年4月1日施行)

【制定付則第16条の2の2関係】

加熱式たばこの課税方式を見直し、令和8年4月と10月の2段階に分けて、1本あたりの税額を紙巻きたばこと同等にするもの。

(8) この条例は、令和8年1月1日等から施行します。また、本改正に伴うそれぞれの経過措置を定めます。

【改正付則関係】

3 その他

税収及び財政への影響

(1) 税収に影響がないもの…(1)(2)、(4)～(6)

(2) 税収に影響があるもの…(3)、(7)

(3) …特定親族特別控除が設けられたことによる影響額は、令和6年分所得で試算し約370万円の減少と見込んでおります。

(7) …加熱式たばこの課税方式の見直しによる影響額は、令和6年度の収入額から約4,800万円の増加と見込んでおります。